

インフルエンザ感染拡大防止対策並びに感染時の対策に関するお知らせ

インフルエンザが流行しだす季節となってきました。本校の規定を提示いたします。学生、訓練生並びに教職員はこの規定にしたがって行動いただき、学校の運営に支障が出ないように努めてください。

1. 電話ホットラインの設置

疑い症例や簡易検査にて陽性反応が出た場合の連絡及び欠席期間の状況報告は以下のホットラインを使用

新型インフルエンザ 電話ホットライン

TEL06-6452-0015 メールアドレス hoken@sozosha.ac.jp 受付時間 9：30～21：15（通常授業時）
※夜間（21：15～9：30）・日曜日・祝日は上記のメールアドレスに連絡をしてください

2. 学生・訓練生・教員の個人別措置

感染予防時期の措置（インフルエンザの感染拡大が懸念される時期）

- ① 感染防止策（次の項目を徹底してください）
 - 1) 手洗い、うがいの徹底と咳・くしゃみなどの症状のある者はマスクを着用徹底
 - 2) 疑い症例のある者または同居家族に陽性反応者がいる場合は登校前に検温すること
 - 3) 同居家族に陽性反応者がいる場合、状況により出席・出勤を自粛（強制ではないが自己判断）→欠席扱い
 - 4) コンピューターを使用する際には各自除菌クリーナー等にて除菌してから使用してください



疑い症例に該当する場合の措置 → 言葉の定義①参照

- ① 状況確認（疑い症例が出た場合はまず、学校に連絡すること）→ 新型インフルエンザ 電話ホットライン使用
 - 1) 疑い症例の出た学生・訓練生にはヒアリングシートにて体調確認を行います
 - ・疑い症例のある学生・訓練生へは簡易検査を受診するよう指示を出します
 - ・対象者はその後の経過報告を必ず行うこととなります



簡易検査で「陽性反応」又は「感染」と診断された場合の措置

- ① 感染者が出た場合の措置（対象者は、出席（教員の場合は出講）の停止となります）→ 欠席扱い
 - 1) 専門課程学生 陽性反応(感染)者の出席停止（法定伝染病のため、学校に来てはいけません）
 - 2) 委託訓練学生 陽性反応(感染)者の出席停止（法定伝染病のため、学校に来てはいけません）
 - 3) 教員 担当科目休講（可能な場合代講）
 - 4) 出席（教員の場合は出講）の停止の期間と解除
 - ・期 間 … 陽性反応が確認された時点～7日間の期間
 - ・解 除 … 陽性反応が確認された時点から7日経過後からは通常通りの授業に出席してください。
- ② 欠席の扱いについて（対象は学生）
 - 1) 陽性反応（感染）による出席停止者への補講措置は実施しません。→ 実施不能、欠席扱い
（出席停止期間が7日間の為、6週の12回授業（週2日）及び6回授業（週1日）は必要出席回数を満たすため）
 - 2) 陽性反応（感染）による出席停止者への特別措置
 - ・専門士科目（3週の6回授業）に関しての必要出席回数は以下に該当する場合 4/6 とする。
2回の欠席理由はインフルエンザによるもので、診断書提出があった者

学内で陽性反応（感染）者が出た時の連絡（全体及び濃厚接触者） → 言葉の定義②参照

- ① お知らせ内容
 - 1) 濃厚接触者向け：濃厚接触者の登校前の検温、疑い症状が出た場合の連絡指示
 - 2) 全体向け：発症状況、休講・休校の通知やその措置などを連絡
- ② お知らせの方法（学生全員を対象としてデザインカウンスル登録メール及びWebにて配信します）
 - 1) 学生全員を対象としてデザインカウンスル登録メール及びWebにて配信します
 - 2) 訓練生へは電話連絡とします。

3. 休講・休校となる場合

教員が陽性反応（感染）にて欠勤の場合

- ① 教員に「陽性反応」が出た場合はその担当科目が休講となります

複数の学生・訓練生が陽性反応（感染）にて欠席の場合

- ① 学生・訓練生に陽性反応者が複数発生した場合の休講・休校決定の基準（次の基準にて決定します。また、発生状況にて休講・休校範囲も決定されます）

【専門課程】

- 1) 休講・休校の期間 → 休講・休校になった時点から7日間
- 2) 各休講・休校の区分と決定基準
 - ～対象科目のみ休講～
 - a) 科目休講 → 専門士科目及びナビ WS の該当科目学生人数の概ね 20%が陽性反応者とみなされる場合
 - ～対象専攻又は学科のみ休講～
 - b) 専攻休校（昼夜別） → 2年標準科目のいずれか1科目において概ね 20%が陽性反応者とみなされる場合
 - c) 学科休校（昼夜別） → 1年基本科目のいずれか1科目において概ね 20%が陽性反応者とみなされる場合
 - ～対象となる学年のみ休講～
 - d) 学年休校 → b) において同時期に昼夜問わず4専攻以上が休校となった場合
c) において同時期に昼夜問わず2学科以上が休校となった場合

【委託訓練】

- 1) 概ね 20%が陽性反応者が出たとみなされる場合、対象のクラスを休講とします（期間は休講となった時点から7日間）
- ② 休講・休校解除
 - 1) 解除は休講・休校になった時点から7日を経過後、自動的に授業を再開します。
 - 2) 休講・休校解除後からの欠席については、補講措置の対象とはなりません → 欠席扱い

4. 休講・休校の解除後の措置

- ① 講座・専攻・学科・学年休講・休校及び教員欠勤に対する補講の措置

【専門課程】

- 1) 学期内でセッション内で収まる場合 → 平日の設定可能日時及び日曜日に振替
- 2) 学期内でセッションを超える場合 → 平日の設定可能日時及び日曜日に振替（試験を延期）
（状況に応じての対応とします） 中間オリエンテーション期間に振替
学期超（前期） 夏期 WS 期間内及び後期開始までに振替
学期超（後期） 進卒期オリエンテーション期間内に振替
- 3) 学期超（進卒期超） 進卒期の学年行事内に振替と行事の延期

【委託訓練】

- 1) 期間内の土曜日又は就職活動日等に振替（設定不可能な場合は、センター・大阪府と協議）

【言葉の定義】

- ① 疑い症例とは次の状況に当てはまる場合を指します
38℃以上の発熱と以下の内二つ以上の症状がある人
熱感・悪寒・喉の痛み・咳が出る・鼻水や鼻づまりがある
- ② 濃厚接触者とは次の項目に当てはまる場合を指します。
学生が感染した場合は、その感染報告を受けた時点から7日前迄の期間同じ授業を受けた学生及び教員
教員が感染した場合は、その感染報告を受けた時点から7日前迄の期間の担当科目受講者
職員が感染した場合は、その感染報告を受けた時点から7日前迄の学生個別面談者